

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔概要版〕

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リフューズ若しくはリデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあつては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）の方策を提示するものです。

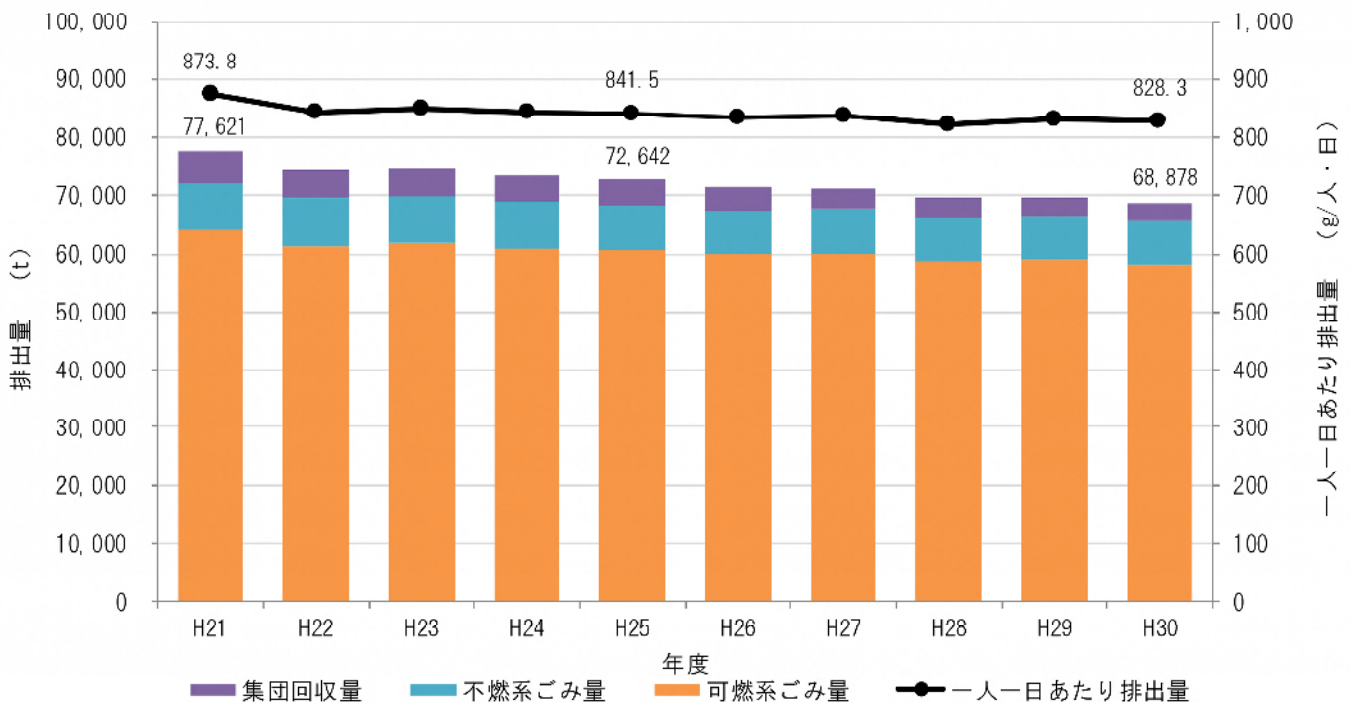
なおこの計画の策定期間は令和2年度から16年度の15年間とします。

●ごみ処理の現状

ごみ排出量の実績

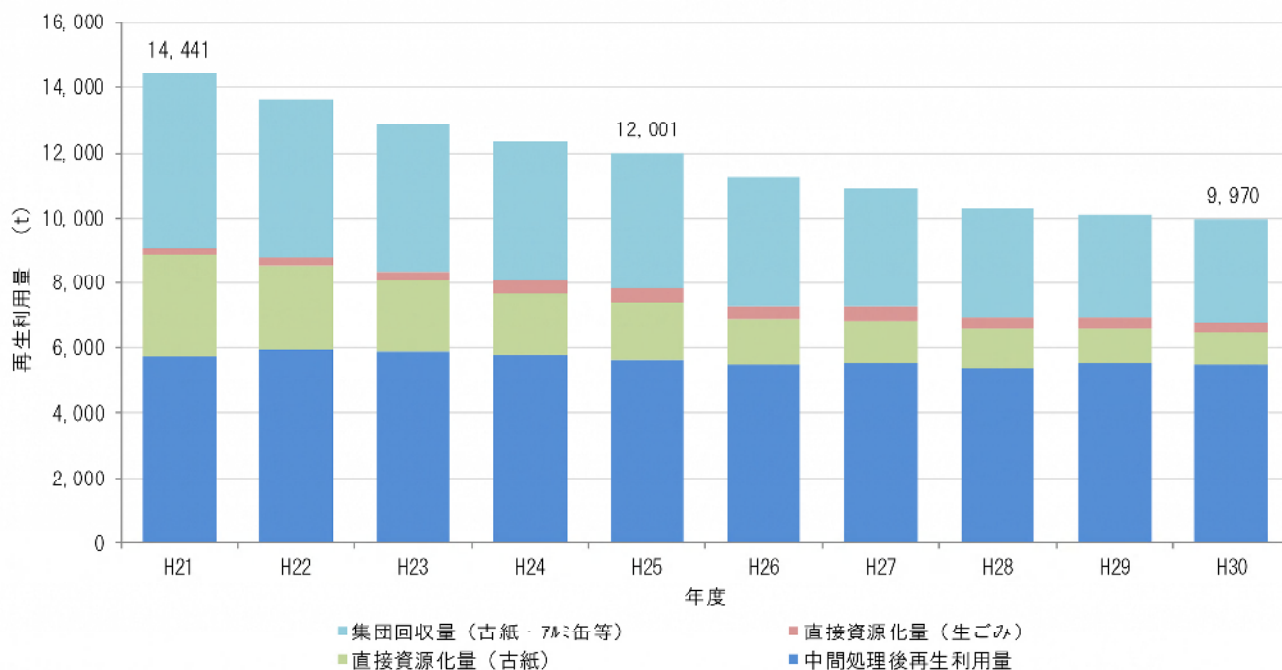
ごみ総排出量の実績は、減少しています。

平成30年度は、ごみ総排出量68,878t、1人一日あたり排出量828.3g/人・日であり、平成21年度に比べそれぞれ11.3%、5.2%の減少となっています。



再生利用量の実績

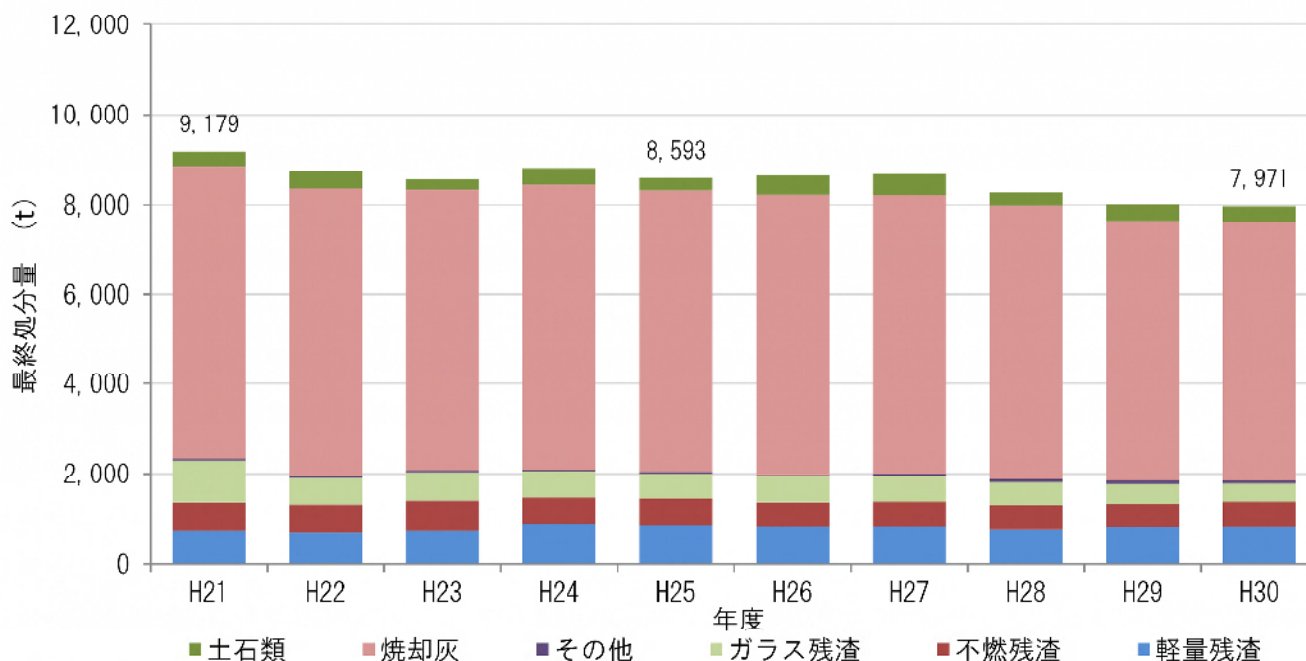
中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量の減少が全体の減少要因となっており、平成30年度の再生利用量は9,970 tです。平成21年度に比べ4,471 tの減少となっています。



最終処分量の実績

最終処分量の実績は、減少傾向です。

平成30年度の最終処分量は7,971 tで、その約7割が焼却灰となっています。



●ごみ処理の課題

廃棄物の発生

・東部圏域のごみ発生量は、減少傾向にあります。近年、減少傾向が鈍化しています。

再生利用

・古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していくことが必要です。

最終処分

・これまで埋立対象であった軽量残渣等を新可燃物処理施設で処理するなど、新たな取り組みが必要です。

費用対効果

・収集運搬経費は、施設の集約化を進めることで増加すると考えられますので、より効率的な収集運搬体制を構築していくことが必要です。
 ・中間処理経費は、処理の効率化を図ることで低減が見込まれます。処理施設の能力を最大限に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。
 ・最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立物の削減による延命化が必要です。

●ごみ処理の目標

目標値

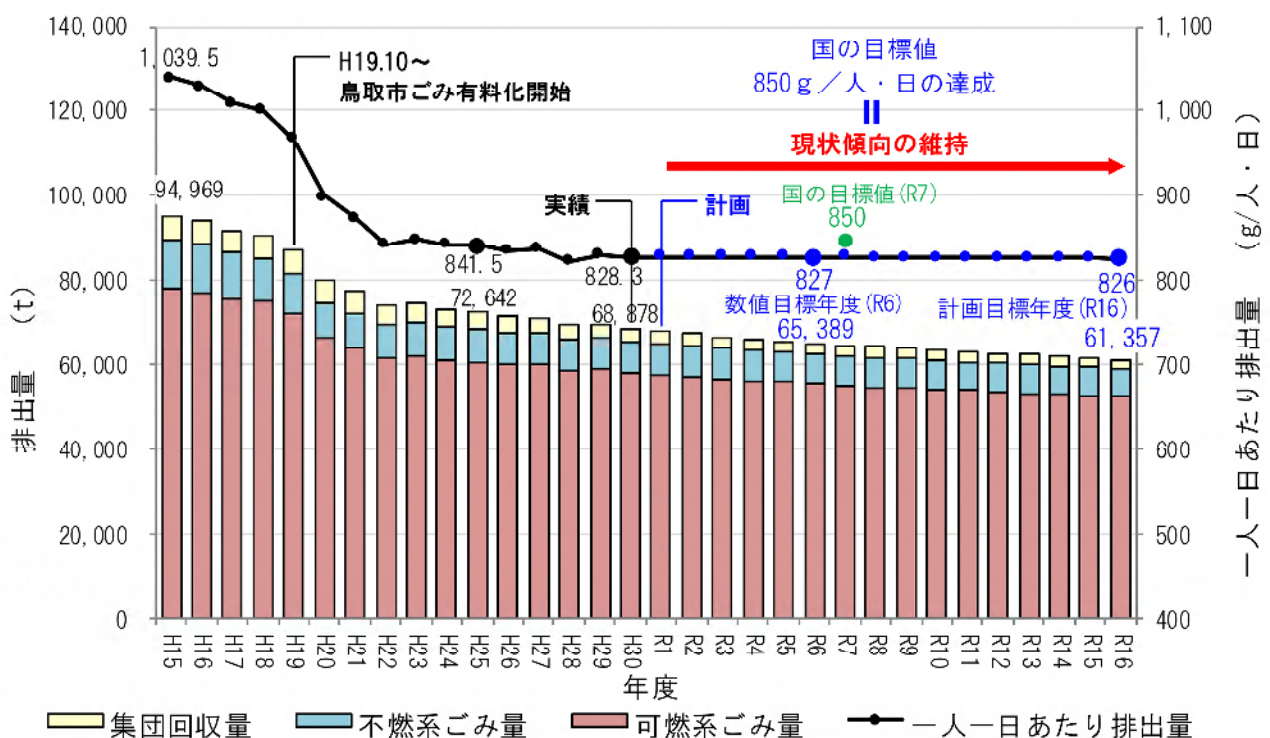
令和 6 年度 ごみ排出量 65,389 t (827 g/人・日)

令和 16 年度 ごみ排出量 61,357 t (826 g/人・日)

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出総量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口 1 人あたりに相当するごみ量は、現状の傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和 16 年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成 30 年度実績（68,878 t）に対して 10.9%減の 61,357 t と見込みます。また、人口一人一日あたりごみ排出量については、最低限、現状傾向を維持していくこととします。

●排出抑制目標に関する方針



●本計画期間内に実施する施策

1 啓発に関する施策

(1) 啓発活動の充実

- ・リサイクル体験施設「リファーレンいなば」を活用する。
- ・環境学習会やエコアイデアコンテスト等リサイクルイベント実施する。

(2) 適正処理の普及・啓発

- ・ホームページ・チラシ等を作成し普及・啓発に努める。

(3) 事業者啓発の推進

- ・事業者に対してごみの発生抑制・再使用の推進・過剰包装の自粛・店頭回収等の促進に努める。



2 ごみ減量化に関する施策

(1) ごみの有料化

- ・ごみ処理にかかる費用をごみ袋の代金として直接負担することにより、ごみ問題への意識を高める。

(2) ライフスタイルの見直し

- ・マイバッグの持参等ライフスタイルを見直し、ごみの減量化を推進する。

(3) 生ごみの減量化

- ・生ごみをコンポスト化するなどしてごみの減量化に努める。

3 その他の施策

(1) 再使用に関する取り組み

- ・リファーレンいなば等において再生品の販売を行い、再使用を推進する。

(2) 資源化に関する取り組み

- ・拠点回収等の検討を行い、資源化を進めていく。

(3) 環境に配慮した商品の購入

- ・グリーン購入することを推進する。



●計画の進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、鳥取県東部広域行政管理局と組合構成市町が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、組合構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。

